

令和2年第3回
笠置町議会定例会会議録
(第2号)

令和2年9月15日

京都府相楽郡笠置町議会

令和2年第3回（定例会）
笠置町議会 会議録（第2号）

招集年月日	令和2年9月15日 火曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	令和2年9月15日 9時30分			議長	杉 岡 義 信	
	散 会	令和2年9月15日 11時52分			議長	杉 岡 義 信	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 7名 欠席 0名 欠員 1名
	1	西岡良祐	○	5	欠 員		
	2	西 昭夫	○	6	松本俊清	○	
	3	向出 健	○	7	大倉 博	○	
	4	田中良三	○	8	杉岡義信	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の 職 氏 名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	町 長	中 淳志	○	商工観光 課 長	市田精志	○	
	副 町 長	青柳良明	○	建設産業 課 長	石川久仁洋	○	
	職員力向上 担当参事兼 税住民課長 事務取扱	前田早知子	○	人権啓発 課 長	増田好宏	○	
	総務財政 課 長	岩崎久敏	○	税住民課 担当課長	石原千明	○	
	保健福祉 課 長	大西清隆	○				
職務のため 出席した者 の 職 氏 名	議会事務 局 長	穂森美枝	○	議会事務局 次 長	草水英行	○	
会 議 録 署名議員	2 番	西 昭 夫		3 番	向 出 健		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付した事件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

令和2年第3回笠置町議会会議録

令和2年9月9日～令和2年9月23日 会期15日間

議 事 日 程 (第2号)

令和2年9月15日 午前9時30分開議

- 第1 笠置町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
- 第2 報告第3号 令和元年度笠置町一般会計継続費精算報告書の件
- 第3 報告第4号 令和元年度(2019年度)城南土地開発公社決算に関する報告書の件
- 第4 議案第33号 笠置町過疎地域自立促進市町村計画一部変更の件
- 第5 議案第34号 笠置町議会議員及び笠置町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定の件
- 第6 議案第35号 令和2年度笠置町一般会計補正予算(第3号)の件
- 第7 議案第36号 令和2年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の件
- 第8 議案第37号 令和2年度笠置町介護保険特別会計補正予算(第1号)の件
- 第9 議案第38号 令和2年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の件
- 第10 発議第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書

開 会 午前9時30分

議長（杉岡義信君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和2年9月第3回笠置町議会定例会第2日目を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

議長（杉岡義信君） 日程第1、笠置町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法は議長が指名することとしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。したがって、指名の方法は議長が指名することに決定しました。

笠置町選挙管理委員会委員の指名を行います。

笠置町選挙管理委員会委員に、上村秀夫君、西窪量君、西岡保君、植村嘉典君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました方を笠置町選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました上村秀夫君、西窪量君、西岡保君、植村嘉典君、以上の方が笠置町選挙管理委員会委員に当選されました。

引き続き、笠置町選挙管理委員補充員の指名を行います。

笠置町選挙管理委員補充員に、樺紘一君、田中正嗣君、垣内宏之君、宮寄康広君、以上の方を指名します。

ただいま指名した方を笠置町選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました、樺紘一君、田中正嗣君、垣内宏之君、宮寄康広君、以上の方が笠置町選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充員の順序についてお諮りします。補充員の順序は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長(杉岡義信君) 異議なしと認めます。したがって、補充員の順序はただいま議長が指名しました順序に決定いたしました。

議長(杉岡義信君) 日程第2、報告第3号、令和元年度笠置町一般会計継続費精算報告書の件について報告を求めます。町長、中淳志君。

町長(中 淳志君) 失礼いたします。

報告第3号、令和元年度笠置町一般会計継続費精算報告書について報告いたします。

平成30年度と令和元年度の継続事業であった子ども・子育て支援計画策定業務について、費用の精算を報告させていただきます。

事業総額518万2,000円、支出済額は平成30年度が232万2,000円、令和元年度が280万8,000円、精算額は5万2,000円となりました。以上、御報告申し上げます。失礼いたします。

議長(杉岡義信君) これで報告を終わります。

議長(杉岡義信君) 日程第3、報告第4号、令和元年度(2019年度)城南土地開発公社決算に関する報告書の件について報告を求めます。町長、中淳志君。

町長(中 淳志君) 失礼いたします。

報告第4号、令和元年度城南土地開発公社決算に関する報告書について報告します。

地方自治法第221条第3項の法人について、法第243条の3第2項の規定により、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する資料を作成し、次の議会に提出しなければならないことから、御報告させていただくものでございます。

この決算につきましては、去る7月8日に書面表決にて承認されたものでございまして、令和元年度中における本町の土地の取得、売却及び令和元年度の期末残高はございません。

以上、御報告いたします。

議長（杉岡義信君） これで報告を終わります。

議長（杉岡義信君） 日程第4、議案第33号、笠置町過疎地域自立促進市町村計画一部変更の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、中淳志君。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

議案第33号、笠置町過疎地域自立促進市町村計画の変更について提案理由を申し上げます。

廃棄物処理計画策定業務委託に伴う費用の財源として、過疎債の借入が可能となったことから過疎計画を変更するものです。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） それでは、議案第33号、笠置町過疎地域自立促進市町村計画一部変更の件について説明させていただきます。

先ほど町長からの説明もありましたとおり、廃棄物処理計画策定業務委託に伴う費用についての財源として、過疎債の借入れが可能となりましたので、今回、本文の変更をさせていただきます。

それでは、2ページの新旧対照表をお願いいたします。

IV番の生活環境整備の欄で2番、その対策で（3）廃棄物処理施設、ごみ処理対策の中でございます。ごみ処理対策の中の上から4行目途中からですが、読ませていただきます。

「平成31年度以降のごみ処理については現在「相楽東部広域連合及び笠置町、和束町、南山城村におけるごみ処理検討委員会」で検討中であり、」の次に「ごみ処理に必要な計画等の見直しや策定等を行い、」というこの部分を加えております。

また、京都府とでは、この本文の変更について、現在、協議を行っているものでございます。以上、よろしくをお願いいたします。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

議長(杉岡義信君) 討論なしと認めます。

これで討論終わります。

この採決は起立によって行います。議案第33号、笠置町過疎地域自立促進市町村計画一部変更の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(杉岡義信君) 起立全員です。したがって、議案第33号、笠置町過疎地域自立促進市町村計画一部変更の件は、原案のとおり可決されました。

議長(杉岡義信君) 日程第5、議案第34号、笠置町議会議員及び笠置町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、中淳志君。

町長(中 淳志君) 失礼します。

議案第34号、笠置町議会議員及び笠置町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定の件について御提案理由を申し上げます。

公職選挙法の一部を改正する法律(令和2年法律第45号以下「改正法」といいます)が令和2年12月12日から施行されることに伴い、新たに笠置町議会議員及び笠置町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を制定するものでございます。よろしく御審議いただき、御承認賜ようお願い申し上げます。以上でございます。

議長(杉岡義信君) 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長(岩崎久敏君) それでは、議案第34号、笠置町議会議員及び笠置町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定の件について御説明申し上げさせていただきます。

今回の公職選挙法の改正により、町村議会議員選挙において供託金が導入されるとともに、各町村にて条例を定めることによって、町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙運動費用の一部を公費負担できることになったものでございます。

1ページを御覧ください。

第1条では、この条例では、笠置町議会議員及び笠置町長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとするとしております。

第2条から第5条につきましては、選挙運動用自動車の使用の公費負担等についての条文となっております。

第2条では、選挙運動用自動車の使用の公費負担について、候補者1人当たりの選挙運動期間における限度額を定めております。6万4,500円に、立候補届出日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額とすると規定しております。

第3条では、選挙運動自動車の公費負担を利用するに当たり、有償契約を締結すること及び笠置町選挙管理委員会に対して、所定の届出をする必要があることを定めております。

1ページから第4条では、選挙運動自動車の公費負担を利用するに当たり、契約類型ごとの公費負担額を定めたものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1号では、当該契約が一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約の場合は、1日1台6万4,500円を限度に、立候補届出日から選挙期日の前日までで実費のみが公費負担の対象となります。

また、2号では、上の一般運送契約以外の場合について定めております。

選挙運動用自動車の借入れ契約の場合は、1日1台につき1万5,800円、同じく選挙運動用自動車の燃料供給契約の場合は、1日7,560円、それから、選挙運動用自動車の運転手雇用契約の場合は、1日1人1万2,500円と定めております。

3ページをお願いいたします。

第5条では、第4条において、複数の契約がある場合には、候補者が指定するいずれか一方の契約が締結されているものとみなす旨規定をしております。

第6条から第8条につきましては、選挙運動用ビラの作成の公費負担等について定めております。

第7条では、選挙運動用ビラ作成公費負担の適用を受けるためには、業者との間で有償契約を締結して、選挙管理委員会の規定に従い、届出の提出を義務づけております。

第8条では、ビラ作成費用について、公費負担の限度額と業者からの請求に基づいて業者に対して支払うことを定めております。単価と作成枚数にそれぞれ限度があり、単価の限度額は7円51銭で、作成枚数の限度は、町村長選挙が5,000枚、町村議員の選挙は1,600枚となっております。

次に、第9条から、4ページにわたって、第11条については、選挙運動用ポスターの作成の公費負担等について定めております。

第10条では、選挙運動用ポスター作成公費負担の適用を受けるためには、業者との間で有償契約を締結して、選挙管理委員会の規定に従い、届出書の提出を義務づけております。

第11条では、選挙運動用ポスター作成費用の単価上限及び枚数上限を規定し、ポスター作成費用の公費負担の上限を規定しているものであります。ポスター作成費用については、また業者からの請求に基づいて業者に対して支払うことを定めております。単価の限度額については525円6銭にポスター掲示場を乗じて得た金額に31万500円を加えた金額をポスター掲示場数で除した金額となっております。また、作成枚数の限度は、ポスター掲示場の数となっております。

第12条では、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が定めるものとしております。

なお、公費負担についてですが、最初のほうにも説明させていただきましたとおり、今回、供託金が導入されました。供託金が没収された場合については、その適用は受けられないということになっておりますので、よろしく願いいたします。

また、附則にもありますとおり、この条例は12月12日からの施行となっておりますので、10月25日予定の今回の町議会議員選挙においては適用されませんので、併せて報告させていただきます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。議案第34号、笠置町議会議員及び笠置町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（杉岡義信君） 起立全員です。したがって、議案第34号、笠置町議会議員及び笠置町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第6、議案第35号、令和2年度笠置町一般会計補正予算（第3号）

の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、中淳志君。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

議案第35号、令和2年度笠置町一般会計補正予算（第3号）の件について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出総額19億7,802万円に、歳入歳出それぞれ5,006万円を追加し、歳入歳出総額を20億2,808万円とするものです。

歳出の主なものは、総務費では、マイナンバーに関連する費用として1,103万9,000円を計上、笠置中学校のGIGAスクール経費の笠置町負担分として395万4,000円などを計上しております。民生費では、後期高齢者医療特別会計繰出金として383万円、健康管理システム導入として207万4,000円などを計上しています。土木費では、道路維持修繕工事費用として450万円を計上しております。また、商工費では、8月人事異動による人件費の増額分を計上しています。

歳入の主なものは、国庫補助金や府補助金、普通交付税等を充当しております。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） それでは、議案第35号、令和2年度笠置町一般会計補正予算（第3号）の件について説明させていただきます。

総務財政課からは、歳入と総務財政課所管の予算について説明させていただきます。

まず、説明に入ります前に、人件費については人事異動に伴うものでございますので、説明は省略させていただきます。

まず、歳入のほうから説明させていただきます。

8ページをお願いいたします。

12款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税では1,635万4,000円を計上しております。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金では3,539万円の増額補正をさせていただいております。内訳といたしましては、番号制度システム整備費補助金に906万4,000円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として2,632万6,000円を計上させていただいております。

16款府支出金、2項府補助金、1目総務費府補助金では、避難所等確保緊急促進事業費

補助金として100万円を補正させていただいております。

19款繰入金、1項基金繰入金、2目高度情報ネットワーク整備基金繰入金として、高度情報ネットワークの修繕に25万円を増額補正をさせていただいております。

21款諸収入、3項雑入、2目雑入では、返還金の額が確定したため、雇用創造協議会返還金として293万4,000円を減額補正をさせていただいております。

歳入については以上となります。

続きまして、総務財政課所管の歳出について説明させていただきます。

9ページをお願いいたします。

まず、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、10節需用費で66万5,000円の補正を計上させていただいております。消耗品につきましては、コロナ対策として職員間のパーティション代等、それから、修繕料としては、電算室の非常用電源の修繕料を計上させていただいております。

12節委託料では、個人情報取扱台帳整備代として299万2,000円と、プリンター更新に伴うネットワーク更新作業委託代として13万2,000円を計上しております。

17節の備品購入費では、番号制度関連機器代として84万8,000円を計上させていただいております。

また、18節負担金補助及び交付金では、団体の助成金として310万円、また、まちづくり事業補助金は49万4,000円を計上しております。こちらにつきましては、各地区で取り組んでいただいている事業について補助をさせていただいております。現在、相談いただいている内容について増額補正させていただくものでございます。

次に、笠置中学校経費南山城村連合支出負担金として395万4,000円を計上しております。これにつきましては、笠置中学校におけるGIGAスクール経費における笠置町の負担分としての金額を計上させていただいております。

また、マイナンバー負担金として1,103万9,000円を計上しております。これにつきましては、中間サーバーの運営経費及び税番号システム整備に関わる経費負担金として計上をさせていただいております。

それから、5目財産管理費といたしましては110万円を増額補正をさせていただいております。

10節需用費、修繕料といたしまして西部区の多目的グラウンドの照明修繕として18万7,000円を計上しております。

また、12節委託料では、旧笠置町中央公民館の照明器具にPCBが使われているかどうかを調査するための委託料として91万3,000円を計上しております。

10ページをお願いいたします。

8目防災諸費では116万3,000円を増額補正しております。

10節需用費、消耗品では、ブルーシート代として11万5,000円を計上しております。

また、17節備品購入費では、防災備蓄品の追加費用として90万2,000円を計上しております。

11ページをお願いいたします。

4項選挙費、2目町議会議員選挙費では、投票所事務報酬として22万1,000円を補正計上させていただいております。

それから、飛びまして、14ページをお願いいたします。

9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、18節負担金補助及び交付金では、相楽東部広域連合負担金（教育分）として844万2,000円を計上しております。これにつきましては、相楽東部広域連合の補正に伴うものでございますが、その中には笠置小学校GIGAスクール経費、また学校等で使用するマスク、消毒液等の笠置町の負担分、社会教育で使用するマスク、消毒液等の笠置町の負担分が含まれております。1,090万4,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として、この費目に充当させていただいております。

以上、総務財政課所管のものについて説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） 続いて、税住民課長。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、税住民課所管の補正予算について説明させていただきます。

10ページをお願いいたします。

10ページ下段、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費の需用費でございます。印刷製本費として2万円計上させていただいております。こちらにつきましては、埋火葬許可証の新規の印刷分となっております。

続きまして、12ページをお願いいたします。

12ページ中段、4款衛生費、2項清掃費、1目塵芥処理費で、17節備品購入費といたしまして9万9,000円を計上しております。こちらにつきましては、ごみ収集場所、特

に粗大ごみ置場であつたりの収集場所に監視カメラをつけるというものでございます。設置箇所は5か所を予定しておりまして、ほかからの不法な投棄がないかとか、それから、ごみとして収集できないものの廃棄がないかというものの抑止をするための監視カメラの設置を計上しております。

続いて、18節負担金補助及び交付金でございますが、相楽東部広域連合の補正予算に伴いまして6万5,000円を計上しております。こちらは、収集運搬車両の運行データの分析ということで、連合で計上された補正予算分に対する笠置町分となっております。

以上、税住民課の所管のもの説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） 続いて、保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。

保健福祉課が所管します歳出予算について御説明させていただきます。

11ページを御覧ください。

11ページ中段、3款民生費、1項社会福祉費、4目老人福祉費で450万5,000円計上しております。内容といたしまして、委託料で54万8,000円計上しております。これにつきましては、敬老会の記念品の発送委託としまして、例年、記念品につきましては協力員の方に配布していただいておりますけれども、コロナ対策といたしまして郵送で発送するための費用でございます。扶助費で10万円を計上しております。これにつきましては、認知症などによりまして行方不明になるおそれのある方の安全を確保するため、GPS等によりまして、家族の方が居場所を確認できるサービスを利用された場合の費用の助成でございます。

続きまして、繰出金で385万4,000円計上しております。これにつきましては、介護保険特別会計と後期高齢者医療特別会計への繰出金でございます。

同款、同項、5目老人福祉施設費で9万4,000円計上しております。つむぎてらすの調理室の冷蔵庫が故障しましたので、冷蔵庫の購入にかかります費用といたしまして、備品購入費で9万4,000円計上しているところでございます。

次に、同款、2項児童福祉費、2目保育園費でございます。これにつきましては、園庭の草刈り等にかかる費用11万7,000円を報酬から役務費に組み替えたものでございます。

次のページをお願いします。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費で313万6,000円計上しております。内容につきましては、コロナ対策の啓発といたしまして、町内全世帯に啓発資材を配布する予

定としております。その配布資材の費用といたしまして、需用費で72万9,000円、発送費用といたしまして、委託料で33万3,000円計上しているところでございます。

次に、備品購入費で207万4,000円計上しております。これにつきましては、住民健診のデータを分析いたしまして、きめ細かな保健指導を実施するために、健康管理システムを導入するための費用として計上しているところでございます。

保健福祉課が所管いたします歳出予算につきましては、以上でございます。

議長（杉岡義信君） 続いて、商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） それでは、商工観光課所管の歳出予算につきまして御説明を申し上げます。

予算書の9ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、1目の一般管理費でございますが、18節負担金補助及び交付金で、JR関西本線沿線地域公共交通活性化協議会への負担金として2万5,000円を計上させていただいております。こちらは、7月2日に開催されました協議会において、本年度の負担金が確定したことによるものでございます。相楽東部広域バスの運行経費の増加分となっております。

次に、2目の文書広報費の10節需用費の消耗品費で、補正額5万5,000円を計上させていただいております。ケーブルテレビの放送番組保存用のビデオテープの購入費用でございます。

続きまして、一番下の行になりますが、6目企画費の12節委託料で、JR笠置駅の浄化槽管理清掃委託料10万円を計上させていただいております。駅トイレの利用が増加したことによりまして、浄化槽汚泥の処理回数が増加したものでございます。

次の10ページをお願いいたします。

13節使用料及び賃借料で39万5,000円を減額しております。内訳は、説明欄にございますとおり、地域おこし協力隊員の居所の土地借り上げ料不足分の追加と、1名減となったことにより不要となりました住居の借り上げ料を減額するものでございます。

次の18節負担金補助及び交付金では、観光笠置が整備する笠置キャンプ場の混雑具合や、木津川増水時の状況などをインターネットでリアルタイム配信するためのカメラ等設置費用の補助といたしまして111万1,000円の追加と、1名減となりました地域おこし協力隊員の活動補助50万円の減額を行うものでございます。なお、カメラ等設置費用の補助には、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として充当しております。

次に、9目の通信施設管理費では、10節需用費で、高度情報ネットワークの伝送路等の修繕費として25万円を追加計上させていただいております。

続きまして、予算書の12ページをお願いいたします。

下段になりますが、6款商工費、1項商工費、2目の商工振興費でございますが、7節の報償費で40万円を減額しております。京都府の支援給付金の支給が完了したことを受けまして、笠置町休業要請対象者支援給付金の不用額を減額しております。

次の18節負担金補助及び交付金では、本年度の雇用創造協議会への補助金の額が決定しましたので、同じく不用額293万4,000円を減額するものでございます。

続きまして、3目の観光費でございますが、予算書では次の13ページになります。

18節負担金補助及び交付金では、本年度、灯籠流しが中止となりましたので、予定をしておりました伝統的行催事補助20万円を減額するものでございます。

次に、4目の産業振興会館費では、10節の需用費で、電話や照明設備等の小修繕費用として7万円を計上いたしております。

商工観光課の所管部分につきましては、以上でございます。

議長（杉岡義信君） 続いて、建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 建設産業課が所管します歳出について御説明いたします。

13ページを御覧ください。

中段でございます。7款土木費、土木管理費、土木総務費、18節負担金補助及び交付金で1万6,000円の補正をお願いしております。内容につきましては、京都府電子入札システム、コアシステムの新方式の移行に伴います利用団体の負担金でございます。

続きまして、下段、同じく土木費になります。7款土木費、道路橋梁費、道路維持費、14節工事請負費で450万円の補正をお願いしております。内容につきましては、町道等道路関係の改修並びに小修繕工事を実施するものでございまして、南部区の里道や西部区切山区の道路側溝等、各区内における改善、修繕要望に対応するための工事請負費の増額でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） この際、15分間休憩します。

休 憩 午前10時18分

再 開 午前10時31分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き、令和2年度笠置町一般会計補正予算（第3号）の件のこれから質疑を行います。質疑はありますか。西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

10ページ、18節負担金補助及び交付金の一般社団法人観光笠置に対する補助金のこと
でお伺いします。これの内容を詳しく教えてください。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの西議員の御質問にお答えをさせていただきます。

先ほども御説明させていただきましたが、観光笠置のほうが行いますキャンプ場の混雑具合でありますとか、木津川が増水した際のその状況などを対岸の国道163号側からリアルタイムで監視といいますか、映像を流すといった中身のものとなっております。その映像の提供方法につきましては、ユーチューブでのライブ配信という形を取るといったことございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

対岸からカメラで撮ってユーチューブにアップするだけで100万円かかるんですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの西議員の御質問にお答えをさせていただきます。

費用の見積りの内訳といたしましては、配信用のライブカメラ、これがワンセットで30万円ということになっております。それ以外に通信用のルーター6万円、それから電線等の引込み工事20万円、それとカメラ設置工事15万円、カメラ管理用のパソコンが1台必要になってまいりますので、その購入費用並びに管理用パソコンの通信回線開通工事といたしまして10万円といった内訳になっております。

今回、計上させていただいております部分につきましては、導入にかかりますイニシャルコストのみの補助でございまして、ランニングコスト等につきましては観光笠置さんのほうで御負担いただくといった内容になっております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

これってコロナの対策、財源はコロナの対策費用やと思うんですけども、これは公募みたいな形取られたんですか。それと、ほかにも町内には事業者がおられるんで、コロナの対策とかのこういう、もし公募でしたら事業者全てに対して公募されたのか、どういう経緯で

決まったのか教えてください。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの西議員の御質問にお答えをさせていただきます。

西議員もおっしゃっていただきましたとおり、コロナ対策関連ということで、観光笠置さんからの要望に基づきまして、今回、補助を決定させていただこうとしているものでございます。

（発言する者あり）

商工観光課長（市田精志君） 全ての事業所様とか個別にお聞きをしたわけではございませんが、コロナの関係で各事業者様のほうも売上げが落ちているといった形の中で、商工会さんなどとも連携を取りまして、何か必要な施策等があればということではお聞きしておりましたところ、観光笠置さんのほうから今回の件につきまして要望があったということでございます。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。大倉君。

7番（大倉 博君） 7番、大倉です。

12ページの塵芥処理費、衛生費なんですけれども、先ほどカメラの関係おっしゃったけれども、粗大ごみの監視カメラとおっしゃいましたね。これ常態的にずっと映像流されるんかどうかなんですけれども、といいますのは、粗大ごみの日、収集車が前の日にもう持っていくという業者の方がおられるし、それと同じく例えば缶の日やったら空き缶ね、空き缶も業者の来る前に、特にアルミ缶なんか高いらしいから、それ持っていくと。それから古紙の場合でも新聞と段ボールやったら、新聞はその辺置いたらほとんどなくなっています。段ボールだけなんです。だから本当に業者の方が集めに来られるときにはもうほとんど、お金になるというか、用のものはみんな持っていかれている状態なんです。

だから、今粗大ごみとおっしゃったけれども、これを粗大ごみの日だけに5日間ぐらいとか、缶の日とか、新聞の日とか、その常態的にどうか、年中流されるんじゃないに5日間ぐらいとか設定して映像を流されるのか、その辺はどうなんですか。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

大倉議員の御質問お答えさせていただきます。

今、考えておりますのは、ずっと設置したままというふうに思っております。本来、収集

する日、出していただく日というのは、ごみカレンダーのほうでお知らせしてはいるんですけども、おっしゃいましたように、かなり以前から出されていたり、今回、ある収集場所では粗大ごみの収集が終わってから出されているというものもございましたので、できるだけずっと通してと思っております。

今、南部のいこいの館の前のごみ収集場所につきましては、一旦、大体20日、古紙回収の前ぐらいに設置をして、それから粗大ごみが終わってから一旦回収をして、その映像を見ているというふうな状態にしておりますが、カメラ自身にSDカードが入っておりますので、それを回収して自席で見ることが出来ますので、できれば職員の負担もございまして、通した形で設置したいと思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

7番（大倉 博君） 7番、大倉です。

今おっしゃったように、いこいのところは特にひどいというか、あそこ、例えばこんな言い方悪いですけども、粗大ごみを業者の方が持ってきたということも前聞いております。そういったひどい場合が、あそこ駐車なんぼでもできて、なんぼでもほかせるから、そういう方もおられると聞いております。

だから、そういったことのないように、本当に適正に後で業者に委託して集めてもらうところが、本当に適正にやってもらうようなことにしてもらえたら、本当に一遍見てもらいたいと思いますけれども、今言ったように古紙の場合は特に、新聞なんかもほとんどないですよ。本当に集めに来られるときは、段ボールがどつとその前にほったらかしになっております。それと古紙とね。古紙ではなくて古着とかだけが集まって、新聞だけがほとんどない。そういった状況のないように、せつかく業者の方が委託してやっておられるから、そういうようなことも関心の対象にしてやっていただけたらと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

まず1点は、14ページの相楽東部広域連合負担金844万2,000円ですか、これの中身をちょっと確認したいんですけども、これは東部連合のほうで出された過年度分の六角堂の清掃の件ですね、あれの精算分ということで補正は通っておるんですけども、その分もここに含まれているんですか。どうですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回、計上させていただきました844万2,000円につきましては、相楽東部広域連合においての補正予算に伴っての笠置町負担分でございますので、その分も含まれております。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） それが過年度分として、これ補正は含まれているということですが、その前年度分が不用額として多分上げられていると思うんですが、それは決算のほうでこちらへ逆に返ってくるようになっていることは確認されていますか。どうですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

今までも相楽東部広域連合につきましては、不用額については当該年度で一定戻ってくるというものと、あと翌年度に精算されて返ってくるというふうになっております。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） もう一点確認しておきます。その結果で、以前に国からの返還関係の話が出ておりましたけれども、そのほうはどうなったんですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの西岡議員の御質問ですが、その件につきましては、現在、京都府のほうと協議中ということでございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。大倉君。

7番（大倉 博君） 7番、大倉です。

9ページの一番下のほうに財産管理費で、委託料でPCB使用照明器具調査委託ですか、これ聞いたところ中央公民館ということなんですけれども、この調査委託というのは今回初めてですか。これできたのは昭和48年とお聞きしていますけれども、調査というのは今回初めてなんですか。この調査が、予算が、今まで何回か使われているんですか。ちょっと分からないので、その辺のところどうなんですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回、計上させていただきましたPCBの使用照明器具の調査委託につきましては、申し訳ないですが、私の知る限りでは今回初めての計上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

7番（大倉 博君） 7番、大倉です。

なぜ、そんな初めて、今回もう昭和48年にできたやつが、今まで例えばほったらかしたとか、言い方あれですけども、そういうことなんですか。というのは、今あそこは倉庫、前のときには倉庫になっているという話はお聞きしましたけれども、その辺と、それから今言ったようにこれが昭和48年に、今度どのように活用されるか、今、外見たかて、もう本当に外観見ても汚いとか、どこの家でも築30年とかになれば、やっぱりきれいに瓦直したり、外壁直したりしますけれども、恐らくそのままの状態で今来ていると思います。外観見た場合ね。今後その活用のとか、どのようにされるんですか。その2点お願いします。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、今回PCBの予算はなぜ上げたかということですけども、PCBの廃棄物の処分期間というのが、大阪のエリアでは令和3年3月31日までに実施しなければいけないということが分かりまして、今回、補正のほうで上げさせていただいたところがございます。

それから、旧中央公民館の今後の活用につきましては、現在のところは議員おっしゃられるように、今のところは倉庫で使わせていただきまして、やはりあと一定の期間が将来的にはやっぱりどうするかというのは、また決めていかなければならないなというふうには感じております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

7番（大倉 博君） 7番、大倉です。

先ほど言ったように、今、令和3年3月までやらなあかんということをおっしゃったけれども、これが今言ったように、先ほどから何度も言ったように、昭和48年からずっと今回初めてですかと聞いたら初めてとおっしゃったから、本当にそうなんですか。そんな長いこと、その検査の委託、ほったらかしとか、あったかどうか分かりませんが、初めてと最初おっしゃったから、もう築四十何年たって初めてということはないと思うんですよ。それはそういうことやったらそれで結構ですけども。

そして、もう一点、おっしゃったように、この公共施設を、町のいろんな資料見ていたらコンパクトタウンとかいろいろ書いております。これなんか早く取壊しをしなければ10年、20年先に人口減少なり、またこれは一般質問入れますけれども、入れていますけれども、人口減少なり財政負担、財政の事情も悪くなってくる、財政が今のときに壊すなり何とかの方法をしなければ後世の人が大変ですよ。

それと、町民もしかりやけれども、町の職員の方も給料の支払いとか、いろんなことがこの20年後ぐらいがどうなるか分かりませんが、大変な時代になってくると違うかと。だからできる時、今もう取り壊すなり、年次計画立ててやってほしいなと思うんですよ。それは我々の時代はいいけれども、後世の10年後、20年後になったら人口とか財政事情が当然に悪いのはもう分かっているんですよ。だから、これをいつまでもほっとくんじゃないし、今おっしゃったように、この辺どうなんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの大倉議員の御質問です。

中央公民館のほう御存じのように、昔、道場と呼んでいる木造の建物がございました。裏側が崩壊して壊れて、今の中央公民館ができたという経緯があったというふうに記憶しております。ハザードマップ上は、その後ろ側で崩落事故があったというようなことは書いていないんですけれども、明らかに危険な場所に建っておるということは分かっておりますので、あそこを再活用してということは非常に難しいと。早急に解体してということでございますが、解体費用も相当かかるんで、壊したほうがいいですよというお話はしているんですが、これは財政当局との話合いの上で決めていくことでございますので、今すぐにはお答えできないことだけ御了承ください。使えないということはよく分かっております。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西君。

2番（西 昭夫君） さっきの質問の続きなんですけれども、いいですか。2番、西です。

先ほどの質問の続きなんですけど、町内事業者に話を聞いて出てきたんですが、観光笠置のこのカメラだけやったということでもいいですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） ただいまの西議員の御質問にお答えをさせていただきます。

先ほども申し上げましたが、今回の補正予算等に際しまして、特別、各事業者様等に確認をさせていただいたということではございません。このコロナの関係につきまして、4月、5月のときから営業収益が下がっているといった形の中で、こういった対策がしていけるかというようなことを検討していたわけでございますが、先ほども申し上げましたとおり、商工会様等にはいろいろと御相談なり提案を求めたりしておったわけでございます。

その中で、観光笠置様のほうからこういった形での、実際キャンプ場の利用者の方からも、そういったライブカメラ等の配信はできないのかといったような御要望もあったということで聞いておりますので、今回そういった形で観光笠置様のほうから、こういった事業をやり

たいといったことでの御要望があり、それにつきまして町のほうで補助をさせていただければということで計上させていただいたということでございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

町内事業者に広く聞いたわけでもないんですか。そういうふうには聞き取れるんですが、ちょっと公平性に欠けるような気がするんですが、そもそもを言えば、観光笠置と笠置町の契約では、簡単に言えば収入から運営管理、町内に対する再投資までたしか明記されていると思うんですが、それをすると書いてあるんですが、もしほかの町内事業者がこの補助金を使って何かしたいというときに、観光笠置のほうを優先されているのでは公平性に欠けると思うんですが、どうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

ただいまの西議員の御質問です。

第1次の交付金の当時から、商工会及び観光笠置さんについては要望をまとめてくださいと、上がってきた要望の処理を順番にやっていって相談しながら、どういうふうな形でできるのか、実現できるのかというお話を続けてきました。現在、予算書見ていただいたら分かりますように、交付税まだかなりの金額残っております。商工会のほうからも、また改めて御相談したいということで申入れがございます。そうしたほかの件につきまして、どんなことが可能なのかというのは、これから協議して決めていくということになるかと思えます。決して特定の団体だけ優遇した、優先したというわけではございません。

定点カメラについては、コロナ対策で3密を避けるようにしてください、いっぱいになっていたら困りますからというようなことで要望があったというのは伺っております。それだけじゃなしに、桜の開花状況なんかもそれで確認できるわけですから、観光行政には資する形になるやろうということで判断をさせていただきました。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

最初の1問目でやめようと思っていたんですけども、ちょっと答弁のほうに疑問がどんどん湧いてしまうんで、また質問させてもらいますけれども、そもそも3密を避けると町長言われましたが、京都府も河原に関しては、もし感染者が出たとしても追跡調査をしないというのを前回の議会で町長は言っておられるわけですね。その3密を避けるというのは分

かるんですが、僕も最初に聞いたのは、公平性が保たれているかどうか、この先の予算がどうのこうのは聞いていません。今回のこの予算に関して公平性が保たれているんですかと言うて、その前にはほかの業者にも聞いたけれども、これ観光笠置しか案を、こんな話が出てきていないんですかと聞いたんですよ。それでこれ公募に対して観光笠置しか出てきていないというんで、もうそれでよかったんですが、その辺をちゃんと答えていただきたいんですけども。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

商工会のほうの御要望については、プレミアム商品券の要望がございました。ほかに災害対策で保険に入ってもらいたいだけども何とかしてもらえんかとか、人件費負担してもらえへんかというようなお話もございました。内容を精査して、補助対象にのせられるかどうかということも考えた上で判断しております。現在、また再要望がございましてということなんで、そのお話もまた伺いたいと思っております。

町内事業者さんに関しては、どういった業態の方を補助していったらいいのかということで、議論している最中でございます。例えばテークアウトしているところ、デリバリーサービスやっているところ、そうしたところの費用負担してやるべきじゃないかというような話もしておりますが、それまた今後の検討課題ということで、必要とあれば予算措置していくという形になると思います。それは12月議会のほうでまた改めて提案させてもらうことになると思います。以上でございます。

（「今回はこれしか認められへんかったということですか」と言う者あり）

町長（中 淳志君） 西議員の御質問ですが、今回についてはこの案件しか出ておりません。

以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

今の件ですけれども、私、少し前にお店の経営されている方もお話をお聞きをいたしまして、幾つか聞いた声があります。それは、一つは持続化給付金の5割減収の要件には満たないけれども、例えば3割ぐらい減っているという形で言われている方がおられました。その方はもちろんその持続化給付金を支給されないけれども、減収はあるという中で、やはり困っているというか、そういう状況にあるということがありましたし、ほかにもいろいろ対策でかかる費用、いろいろ経営していくに当たって、そういうこれはこうしてくださいとか、

あれをしてくださいという形で通知が来ているということだったんですが、全く補助がなかったわけではないようなんですけれども、やはりそうした対策費用に対しての補助、できればしてもらいたいという声もあったわけです。

そういう中で、やはり今現在、9月ですけれども、12月まで待たずにやはりそうした業者の声をしっかり受け止めて、できる限り速やかな補正を組んでいくということも要るのではないかと、今回これだけだったんですが、これだけといいますか、今言われたような中身でしたけれども、やはりもっと早い対策が要るのではないかというふうに思うんですね。

12月まで待つということではなくて、やはりきちっとまとめられれば、もっと早い段階で対応もするというのも考えていただきたいんですけれども、その点いかがでしょうか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

ただいまの向出議員の御質問です。

議会が終われば、商工会との協議を始めたいと思っております。商工会のほうから要望がありますということなので、お話を伺いに行った上で、町内業者からどのような要望が出ているのかということも含めて、逆に言えば、こちらのほうから継続給付金の支給漏れになっている事業者さんのお話なんかも聞いてみたいと思っています。それについて、その後の対応を決めていくという形になると思います。そういうことで御了承いただきたいと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

一つは、これまで具体的な声が聞けていなかったのか、本当に今言われたように、プレミアム商品券の件と観光笠置のこの提案ということは具体化になっているんですけれども、そのほかにもっと早い段階でまとめられるものとかなかったのかなというところがちょっと気になる場所なんです、私が求めているのは、できる限り、先ほどは12月になるというような答弁でしたので、それを待たずにできると判断ができれば、早める方向でということをお答弁いただきたいなと思ったんですが、その点だけきちっと答弁いただきたいと思いません。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの向出議員の御質問にお答えいたします。

取りあえず、どういう要望が上がってくるか何とも判断つきかねない状態なんで、商工会

と協議、ほかの団体さんもそうですけれども、協議した上で今後の方針決めたいと思っております。

まだかなりの金額、予算措置できておりません。その予算措置どうするんだということを聞いているんですが、もう一度全課の意見をまとめて、もう一度行政側で調整するという必要がございます。臨時議会招集して提案できるようになればいいんですが、今ここでお約束することはできません。取りあえず、どのような御要望があるのかということについて把握したいと思いますので、そのことについては10月以降努力していく予定でございます。そういうことで御了承いただければと思います。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

先ほど説明もらったんですが、11ページの敬老会記念品発送委託54万8,000円、これについてももう一度詳しく説明お願いしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。

松本議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

例年ですと、敬老会の記念品につきましては、社協の役員さんと協力員さんに該当の方のうちに届けていただいております。ただ、今年こういった状況ですので、仮に町内で陽性者が発生したときのことを考えまして、そういった場合は協力員さんの方にも御迷惑をおかけするというので、今年に関しましては、郵送で敬老会の記念品を御自宅に発送するというようにしております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

このコロナで郵送と、それはそれで結構なんですけれども、一応、敬老会の人は何名おられるんですか。

それと、敬老会の今年の内容は分かりませんが、米寿ですか、80歳の方とか100歳の方に町としては商品券を配っておられましたね、前は。それもこれと一緒に配送費に入っているんですか。

それと、去年は写真を撮って、愛好会の方ですか、写真を撮って皆配られたんですよ。そういうことも一緒にひっくるめての発送費ですか。

また、それじゃなかったら、記念品だけで、商品券だけまた持って行くんですか。そうい

うことを私は聞いているんですよ。分かりますか。これで今計算すると、老人会のメンバーは何人おられるんですか。それも重ねて報告してください。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。

松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

発送の対象者につきましては391名です。

今までプレミアム商品券と、100歳ですとか95歳、90歳、区切りの年齢の方には、それとは別に商品券お配りしていましたが、今年につきましては、商工会のほうでちょうどプレミアム商品券をコロナの対策ですということで、商品券ちょっとできないということでは、カタログギフトを送ることにしております。全て対象の方には同じように、それも発送で、全て今年につきましては発送でということと考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 今の説明で分かったような分からないようなんですけども。

しかし、その節目のときのやつも業者が発送するんですか。記念品と一緒にということで。そうすると100歳以上の人の、結局ですが、国からもらう表彰も同じような方法で配送されるんですか。それで、果たして敬老会の本当の意味がなすんかな。今までは町長自ら渡しているんですよ。そういう親睦面の件で、コロナを理由にそういうことをやられては本当に町民のためのサービスになるのか。今、話された390人、その方に発送されるんですね。この金額からいくと54万8,000円、1,500円送料かかっているんですよ。これで交付金等に頼っている町の財政として、このやり方がいいのかどうか、保健福祉課長の考え方をお聞きしたいと思います。これでいいのか。1,500円ですよ、1人頭。その点どうなんですか。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。

松本議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、国ですとか京都府からの表彰状でございますけれども、京都府のほうも今年につきましては、今まではお宅を訪れてという形でしたけれども、今年は郵送で対応するというところで聞いております。

財源につきましては、郵送料と、あと箱詰め等の全て委託をしております関係で、1件当

たり1, 500円という費用になっております。今回、財源をコロナ対策の交付金を活用させていただくということで、やはり地域での人と人との接触をなるべく避けて、御迷惑のわからないようにということで今回こういう形にさせていただきました。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

12ページの予防費で、先ほどの説明では消耗品費、これコロナ対策で同じように各家のほうへ配布するという説明あったと思うんですけども、これをコロナ対策のどういうものを、これ1件ずつ配送されるわけですね。何を配送されるんですか。

それと、同じですけども、先ほど松本議員のほうからもお話ありましたけれども、この敬老会の発送委託、この件についてもお聞きしたいんですけども、コロナ対策ということでやっておられるのは分かりますけれども、これは松本議員もおっしゃっているように、やはり敬老の日ということでお祝いをしているわけですね。それで社協が委託をして評議員さん、役員の理事さん等で配布して、どうですかという聞き取りとか、そういうこともやっておるわけですよ。そやからその辺がもうなくなるわけですよ。そやからただ発送されるだけと、これ発送されるのは分かるけれども、その発送の中に何か文章とかいうのも入れているんですか。その辺ちょっと聞かせてください。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。

西岡議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、啓発資材何を配るのかということなんですけれども、まずパンフレットです。コロナ対策の感染予防はどうしたらいいのかとかですとか、新しい生活様式はこういうのがありますよと、あと自粛期間中におうちで運動機能がかなり落ちた方がおられるということで、おうちの中でもそういったときにストレッチができる、こんなストレッチがあるよとかという啓発のパンフレットと、あとマスクです。マスクを同封して各世帯に送らせていただく予定としております。マスクにつきましては、今、市場に出回ってきているところでございますけれども、高齢者の方ですとかは買いに行けない方もおられるかと思っておりますので、マスクも同封させていただく予定としております。

あと、敬老会の記念品なんですけれども、中にお菓子、日持ちのするものが入っているんですが、これいづみ福祉会さんのほうにちょっとお願いしまして作っていただくんですが、そのところに小さい「長寿おめでとうございます」というような紙をつけていただいたり、

あと文章で「おめでとうございます。今年はこういった形になりますけれども」という形で文書は入れさせていただき予定としております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君、もういいの。松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

12ページですか、ここの商工振興費なんですけれども、ここの雇用の補助金が290万円、三角になっているんですが、これ、なぜこういう金額が、大体予算からいくと2割ほど変わっているんですね。出されたときの計画と、できなかった返金の理由は何なんですか。そこをもう少し説明してください。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） ただいまの松本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

雇用創造協議会の補助金と申しますのは、これは本来、雇用創造協議会のほうは京都労働局と笠置町雇用創造協議会が委託契約を締結しておりまして、この委託料につきましては、直接、京都労働局のほうから協議会のほうにお支払いをされるということになっております。

ただ、これが昨年度までは、この委託料の支払いが5月末というような時期になっておりました。したがって、その4月分、5月分につきましては、雇用創造協議会の運転資金というものが全くないといったような状況でございますので、これまでからこの2か月分の運転資金にかかる部分というものを、一旦町のほうから補助金というような形でお支払いをさせていただいていたということでございます。

ところが、本年度につきましては、この委託料の支払いが4月末に行われるということになりましたので、当初予算では約2か月分ということで計上させていただいておったところでございますが、1か月分のみ補助金の支払いでよくなったということで、今回293万4,000円を減額させていただくということでございます。よろしくお願いたします。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

一応説明は分かったんですけども、ちょっと参考にお聞きしたいんですけども、13ページですか、産業振興会館修繕費7万円出ているんですけども、この申請について、ここに計上される基準というのはどのようになっているんですか。というのは、昨年敬老会のときから、修理のほうで出ていますどんちょうのあれはもう直ったんですか。それがなぜここに、直っていなかったら、なぜここに計上されていないのか、その点疑問に思いますので、どうしたらここに計上されるのか、その点お聞きしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長（市田精志君） 失礼いたします。

ただいまの松本議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

まず1点目、今回の計上の基本でございますが、これにつきましては、本年度7月分まで施設内の電灯でありますとか自動ドア、内線電話等の小修繕で、既に約3万円ほど支出しております。現計予算額といたしましては、年間5万円程度の小修繕費用しか計上しておりませんので、これを今後1年間の必要額ということで推計をさせていただきまして、今回、不足額の7万円を計上させていただいたというところでございます。

それと、2点目の昨年度予算要求をさせていただきましたどんちょうの修理につきましては、確認をさせていただきまして、実際現時点で修理はできておりません。12月に補正をさせていただいたというところでございますが、どんちょうのその修理につきましては、その工事の内容が足場を組み上げる必要があったりでありますとか、どんちょうそのものを一旦外しまして補修等を必要になってくるといった形の中で、昨年度予算のほうはお認めをいただいたところでございますが、年度内に完了することができなかったというところでございます。この分の修理につきましては、現時点で予算計上させていただいておりませんが、今後もう一度その工事の内容等、やり方等も検討いたしまして、改めましてお願いをさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

今の産業振興会館のどんちょうの件ですけれども、これどうなっているんですか、ほんまに。去年あれほど議会でも言うつもりですよ。これ去年の戦没者追悼式のときから発生している問題なんですよ、これ。それいまだにまだやっていないって、どういうことなんですか。ちゃんとしたこういう安全、これは安全にも影響してくるんですよ、あそこ。こういうことはちゃんと早く処理してくださいよ。どうなっているんですか、これ。今頃まだこんなこと言うているんですか。

それと、どんちょうだけじゃないですよ。あそこのお客さんが座ってもらう椅子ですね、あれの修理も3か所ほどあったと思うんですよ。真ん中のほうで使用する頻度の高いところを端の一番隅っこのほうへ移動させて、仮処置しているはずなんですよ。それは直っているんですか。これ今年は敬老会もないということでもいいけれども、そんなもんいつまでかかっておるんですか。もっとちゃんとやらなければならんことやってくださいよ。どうなんです

か。どういう計画しているんですか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの西岡議員の御質問並びに松本議員からの御指摘に関しましてお答えをさせていただきます。

大変申し訳ございません。昨年度、議会で補正予算としてお認めいただきながら、事業が実施できなかったこと大変申し訳なく思っております。御指摘のとおり産業振興会館におきましては、どんちょうのほか不具合のある箇所というのがやはり見受けられるのが現実でございます。そういったことも含めまして、産業振興会館における施設設備の整備につきまして早急に対応できるように検討させていただきます。

本年度、どのような形で予算要求できるかに関しましては、また議会と御相談をさせていただきながら進めさせていただきたい、そのように考えております。以上でございます。誠に申し訳ございません。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

今、副町長から説明があったんですけれども、申し訳ありません、次に変えます、これでは非常に我々議会で発言しても意味がないと思うんです。なぜそうなったんですか。課長の説明では足場を組まんなん、もちろんそうですよ。しかし、そのための見積りは幾らだったんですか。そういうのを取られたんですか。それをこういう予算のときになぜ提案されないのか。本来の仕事は何ですか。商工観光課長に聞きますけれども、本来の課長の仕事は何なんですか。担当はどうなっているんですか。産業振興会館の担当部署の責任者として、それは前任者かもしれませんが、これ期日を切って確実にやるという確約をお願いしたいと思います。その返答ください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

ただいまの松本議員の御質問です。

再三にわたる予算の執行漏れ、確認漏れというそういう案件がございました。私のほうから財政課に10月か11月に1回予算の執行状況を確認しろと、執行漏れがないように気をつけろという指示をいたしました。それを2月とか3月忙しい時期ですけれども、できればそれをもう一回確認した上で、あとは出納閉鎖までに予算計上した事業はしっかりやっていると、支払うべきお金はちゃんと払うというふうにしなさいという指示を私のほうからいた

しております。

どんちょうの件につきましては、私、早い時点で予算流しているということも承知しております。どうするんやということは話をしておりますが、現在、まだどういう中身で予算計上されたのかという経緯は、私は存じ上げておりません。見積書も見ておりませんから、ここでお答えすることはできませんが、椅子が壊れているというのは、私、初耳でした。トイレの改修必要かどうかというようなことは、私も見てきましたけれども、そうしたことも含めて、住民に気持ちよく使っていただけるように改修はしていく予定でございますので、できるだけ早い時期に、できれば12月議会に予算計上して、どんちょうの修繕はしていきたいと。また同時に椅子の修理もお願いしたいというふうに考えておりますので御理解お願いいたします。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。議案第35号、令和2年度笠置町一般会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（杉岡義信君） 起立全員です。したがって、議案第35号、令和2年度笠置町一般会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第7、議案第36号、令和2年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、中淳志君。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

議案第36号、令和2年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症の影響により、保険税の減免を行った場合、特

例措置として国・府からの補助金が交付されることによる歳入予算の財源組替えを行うものでございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。以上です。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。税住民課担当課長。

税住民課担当課長（石原千明君） 議案第36号、令和2年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件につきまして御説明させていただきます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症による保険税の減免に対する補助金交付による財源組替えのため、歳出の変更はございません。

歳入の説明をさせていただきます。

5ページを御覧ください。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税40万円の減額。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、2目災害等臨時特例補助金を新設し24万円。

4款府支出金、1項府補助金、1目府補助金16万円を計上しております。

歳入歳出の増減なしとなっております。

これで国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。

これで討論終わります。

この採決は起立によって行います。議案第36号、令和2年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（杉岡義信君） 起立全員です。したがって、議案第36号、令和2年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第8、議案第37号、令和2年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、中淳志君。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

議案第37号、令和2年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ37万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億5,331万円とするものです。主な提案内容は、保険給付費の実績見込額により増額補正等でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。

議案第37号、令和2年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件について御説明させていただきます。

議案書6ページを御覧ください。

歳入の主なものにつきまして御説明させていただきます。

中段、3款国庫支出金、2項国庫補助金、5目介護保険災害等臨時特例補助金で2万7,000円計上しております。内容につきましては、コロナウイルス関係で保険料の減免に対する補助金でございます。そのほかのものにつきましては、保険給付費の増額に伴います増となっております。

次のページを御覧ください。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金で2万4,000円計上しております。これにつきましても、保険給付費の増額に伴います町の負担分の増でございます。

8款繰越金につきましては、前年度の繰越金でございます。

続きまして、8ページ、歳出の御説明をさせていただきます。

2款保険給付費、5項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス費で19万9,000円計上しております。これにつきましては、支出見込みにより増額でございます。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金で6万7,000円計上しております。これにつきましては、コロナウイルスの保険料の減免でございまして、令和元年度分の保険料の減免でございます。

同じく2目償還金で10万5,000円計上しております。これにつきましては、元年度

の地域支援事業交付金の返還分でございます。

介護保険特別会計補正予算につきましては、以上でございます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。

これで討論終わります。

この採決は起立によって行います。議案第37号、令和2年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（杉岡義信君） 起立全員です。したがって、議案第37号、令和2年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第9、議案第38号、令和2年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、中淳志君。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

議案第38号、令和2年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件について提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ385万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,933万円とするものです。主な提案内容は、療養給付金の実績によります過年度精算金の増額補正等でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。

議案第38号、令和2年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件について御説明させていただきます。

6ページを御覧ください。

まず、歳入の御説明をさせていただきます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金で9万2,000円計上しております。これにつきましては、保険料軽減分の町の負担分でございます。

同じく2目療養給付費繰入金で373万8,000円計上しております。これにつきましては、療養給付費の町負担分で現年度分が60万2,000円、過年度の精算分が313万6,000円でございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金で2万7,000円計上しております。これは前年度の繰越金でございます。

7ページをお願いいたします。

歳出の御説明をさせていただきます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金で383万円計上しております。内容につきましては、広域連合からの通知に基づきます保険料軽減分と、あと療養給付費の現年度及び過年度の不足分でございます。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目事業費還付金で2万7,000円計上しております。これにつきましては、令和元年度分の間ドックの補助金の返還分でございます。

後期高齢者医療特別会計補正予算については、以上でございます。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。

これで討論終わります。

この採決は起立によって行います。議案第38号、令和2年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（杉岡義信君） 起立全員です。したがって、議案第38号、令和2年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） 日程第10、発議第2号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の件を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。大倉博君。

7番（大倉 博君） 発議第2号、令和2年9月15日、提出者、笠置町議会議員、大倉博、賛成者、笠置町議会議員、西岡良祐、同じく西昭夫、同じく向出健、同じく田中良三、同じく松本俊清。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避け難くなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

3 令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・

地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

5 特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月15日。

京都府相楽郡笠置町議会議長、杉岡義信。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣。

議長（杉岡義信君） 質疑、討論を省略してよろしいか御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。したがって、質疑、討論を省略します。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。発議第2号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（杉岡義信君） 起立全員です。したがって、発議第2号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の件は、原案のとおり可決されました。

議長（杉岡義信君） これで本日の会議を閉じます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

第3日目は9月23日午前9時30分から開会します。通知は省略します。

本日は御苦労さまでした。

散 会 午前11時52分